

## 物品等の新たな専決調達事務処理の正しい運用を徹底するための取組み

－「物品等の新たな専決調達事務処理に関するマニュアル」の作成、周知－

### 1. 趣旨

神戸市経理適正化外部検証委員会からの提言や実務に携わる職員の声などを踏まえ、物品等の新たな専決調達事務処理の正しい運用を徹底するための取組みとして「物品等の新たな専決調達事務処理に関するマニュアル」を作成し、改めて所属職員に正しい事務処理方法の周知徹底を図る。

### 2. 内容

平成22年7月からの「物品等の新たな専決調達事務処理」に加え、本年4月から実施している見積書徴取に関する基準や請書提出に関する基準などを体系的に掲載し、実務に携わる職員が理解しやすいように配慮している。

具体的には、事務処理方法や注意点、さらには、よくある質問と対応方法などを説明している。

### 3. マニュアルの構成

- (1) 対象範囲
- (2) 見積りに関する新たな事務処理
- (3) 発注に関する新たな事務処理
- (4) 納品に関する新たな事務処理
- (5) 納品検査に関する新たな事務処理
- (6) 支払に関する新たな事務処理

### 4. 職員への周知徹底

7月25日～30日にかけて全課長級職員を対象として実施される「事務処理のコンプライアンスの徹底に向けた課長級職員研修」においてこのマニュアルを配布し、まずは所属長である課長級職員への周知徹底を図る。

この課長級研修を踏まえ、全職場において「コンプライアンスの推進に係る職場研修」を実施し、職員一人ひとりに周知を図っていく。

また、研修に合わせこのマニュアルをイントラネットに掲載するとともに、内容の追加等があれば適宜更新を行い、常に職員に最新の情報を提供するように努めていく。